



不当判決！



# 大阪大学非常勤講師雇止め争議 判決緊急報告集会

2025年1月30日（木）、本件の裁判の判決が言い渡されました。その中で横田昌紀裁判長は非常勤講師の労働者性を否定し、5年での無期雇用転換権も認めませんでした。つまり、原告を含めた大阪大学の非常勤講師は労契法で定める労働者性を有しないという不当判決です。今回の判決は単に大阪大学の非常勤講師のみならず、全国の大学の非常勤講師は労働者ではなく、また「労働者」かどうかは「大学の裁量」次第であると言っているに等しい判決で、今後の労働環境に及ぼす悪影響は計り知れません。

当然、私たちはこのような不当判決に対して、大阪高裁での闘いを決意し、ただちに控訴手続きを始めました。

そこで今回の判決についての詳細も含めた報告会を行い、今後の対応についても皆さんと一緒に検討していきたいと考えています。

会場およびZoomで開催しますので、ぜひ奮ってご参加ください。



日時：2025年2月7日（金）18：30スタート

場所：エルおおさか501

Zoom：<https://x.gd/6MMjC>

ミーティング ID: 875 0241 0833

パスコード: 078330



報告者：弁護団 中村和雄弁護士（市民共同法律事務所）  
原告3名



主催

関西圏大学非常勤講師組合

阪大裁判原告を支える会

連絡先：江尻 彰

[honbudesk@hijokin.org](mailto:honbudesk@hijokin.org)

